

処遇改善加算についての情報公開

多古特別養護老人ホームの介護職員及びその他の職員の特定処遇改善加算の取得状況の公開と、職場環境改善の取り組みについてご紹介します。

公開につきましては、2020年度より各事業所のホームページ等の活用により外部からの見える形で公表することが算定要件となっております。

処遇改善加算への取り組み

多古特別養護老人ホームでは、介護職員処遇改善加算Ⅰと介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを取得しております。

この2つの処遇改善加算を取得するための賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みを以下に提示いたします。

○キャリアパス要件

① 就業規則・給与規程等の中に介護職員の任用における職位、職責、職務内容を示しその内容に応じた賃金体系を定めすべての介護職員に周知しています。

②働きながら介護福祉士取得を目指す者に対し実務者研修受講支援や、より高い介護技術を習得しようとする者に対して喀痰吸引・認知症ケア、サービス提供責任者等の受講支援をしています。具体的には実務者研修に関して実施機関である多古町社会福祉協議会や町内他介護サービス事業所と連携し受講料10,000円のみ負担で受講できるようにしております。喀痰吸引等の研修につきましては受講料全額を施設が負担しております。

○職場環境要件

①法人内事業所が共同して採用・人事ローテーション・研修のための制度を構築しています。

②他職種からの転職者、主婦層中高年者等有資格者・経験者にこだわらない幅広い採用の仕組みを構築しています。

③職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや職員の希望に即した非正規職員から正職員への転換の制度が整備されています。

④有給休暇が取得しやすい環境を整備しています。

⑤事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制を整備しています。

⑥業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減に取り組んでいます。

⑦地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流を実施しています。

○見える化要件について 法人ホームページに掲載しています。

賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算

資格手当 介護福祉士 8,000円の増額
夜勤手当 1,500円の増額
一時金 9月と3月に分けて支給。

ロ 介護職員等特定処遇改善加

一時金 9月と3月に支給。

①介護福祉士の資格を有し10年以上の介護経験のある職員

②他の介護職員

③その他の職員（年収が440万以上の者は対象外）

①の職員の平均金額は②の職員の平均金額の2倍とする。②の職員の平均金額は③の職員の2倍とする。